

令和6年度第5回

長沼町教育委員会臨時会会議録

令和7年3月26日 開会

令和7年3月26日 閉会

長沼町教育委員会

令和6年度第5回長沼町教育委員会臨時会会議録

1. 日 時 令和7年3月26日(水) 16時30分～17時30分

2. 場 所 長沼町役場 3階第2・3会議室

3. 出席者

教育長 間 嶋 勉
委員 水 野 正 一
委員 田 村 昭 夫
委員 天 野 広 道
委員 桃 野 千 恵 子

4. 欠席委員 なし

5. 事件説明のため出席した職員

学校教育課長 中 原 隆 徳 以下関係職員
社会教育課長 渡 部 治 以下関係職員

6. 会議事件 別紙議事日程のとおり

7. 議 題

事件番号	事 件 名	審議結果	議決年月日
報告第1号	学校職員の発令内申について	報告済み	7.3.26
報告第2号	区域外就学の届出について	報告済み	7.3.26
報告第3号	区域外就学に関する協議について	報告済み	7.3.26
報告第4号	長沼町いじめ防止専門委員会からの答申について	報告済み	7.3.26
報告第5号	令和6年度一般会計教育費補正予算(第10号)について	報告済み	7.3.26
議案第1号	教育長の兼業について	原案可決	7.3.26

議案第2号	長沼町教育委員会事務局内部組織に関する規則の一部を改正する規則制定について	原案可決	7.3.26
議案第3号	長沼町学校給食センター管理規則の一部を改正する規則制定について	原案可決	7.3.26
議案第4号	第2次学校安全の推進に関する計画の策定について	原案可決	7.3.26
議案第5号	第4期長沼町スポーツ推進計画の策定について	原案可決	7.3.26

8. 議事経過

間嶋教育長 それでは、ただ今より令和6年度 第5回 長沼町教育委員会臨時会を開会いたします。

間嶋教育長 本教育委員会議の公開につきましては、「長沼町教育委員会会議規則」第14条第1項の規定に基づき、公開といたしますが、日程第5の「区域外就学の届出について」報告第2号から日程第七の「長沼町いじめ防止専門委員会からの答申について」報告第4号につきましては、「長沼町教育委員会会議規則」第14条第1項第5号の規定に基づき、非公開といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか

(異議なしの声)

間嶋教育長 ご異議なしと認め、本委員会議につきましては、報告第2号から第4号につきましては非公開とすることに決定いたしました。

間嶋教育長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。
本日の会議録署名委員は、会議規則第17条の規定により、私より「天野委員」を指名いたします。

間嶋教育長 日程第2、前回会議録の承認を行います。
前回の会議録につきましては、既に配布済でありますので、説明及び質疑を省略し採決を行います。
令和6年度 第6回 長沼町教育委員会 定例会 会議録につきましては、これを承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

間嶋教育長 ご異議なしと認め、前回会議録につきましては、これを承認することに決定いたしました。

間嶋教育長 日程第3、教育長業務報告を行います。
教育長業務報告は配布資料のとおりですので、ご覧いただきたいと思います。

間嶋教育長 以上で教育長業務報告を終わります。

間嶋教育長 日程第4、『学校職員の発令内申について』報告第1号を議題といたします。報告内容の説明を、中原学校教育課長より申し上げます。

中原課長 議案1 ページ目をお開き願います。報告第1号『学校職員の発令内申について』。学校職員の免職及び採用に伴い、長沼町教育委員会事務委任規則第2条第2項の規定に基づき、別紙のとおり発令内申したので同条第3項の規定により報告する。令和7年3月26日提出。長沼町教育委員会教育長 間嶋勉。
議案2 ページ目をお開き願います。
まず校長人事です。3月31日免職、尾花靖宏、岩見沢市教育委員会に異動です。4月1日採用、鹿野有希、岩見沢市立光陵中学校から長沼町立長沼中学校に校長昇任異動です。
次に小学校教諭人事です。3月31日免職です。大串尚子、定年退職、藤本和宏、岩見沢市立北真小学校に教頭昇任、高橋優子、岩見沢市立南小学校に、村田珠里亜、芦別市立芦別小学校にそれぞれ異動です。
次に4月1日採用です。大串尚子、長沼小学校再任用、鈴木亜希美、岩見沢市立南小学校から、小西千和子、岩見沢市立第一小学校からそれぞれ異動でございます。
次に中学校教諭人事です。3月31日免職です。鈴木隆、自己都合による退職、渡邊裕美、岩見沢市立豊中学校に異動です。
次に4月1日採用です。長谷川暖子、岩見沢市立東光中学校から、澤田哲子、夕張市立夕張中学校からそれぞれ異動でございます。遠藤祐馬、新採用でございます。
次に養護教諭人事です。
3月31日免職、赤塚久美、岩見沢市立上幌向中学校へ、4月1日採用、日當来美、深川市立深川小学校からそれぞれ異動であります。
次に事務職員人事です。3月31日免職、早瀬美穂子、由仁町立由仁中学校に異動でございます。
以上で、報告内容の説明を終わります。

間嶋教育長 説明が終わりましたので、質疑を承ります。

(なしの声)

間嶋教育長 質疑がありませんので、以上で質疑を終結いたします。

間嶋教育長 報告第1号『学校職員の発令内申について』は、報告済みとして処理いたします。

間嶋教育長 次の審議事項（報告第2号）からは非公開です。傍聴人はいませんので、そのまま会議を続けさせていただきます。

非 公 開

間嶋教育長 次の審議事項からは公開です。傍聴の申し出がありませんので、会議を続けます。

間嶋教育長 日程第8、『令和6年度一般会計教育費補正予算（第10号）について』報告第5号を議題といたします。報告内容の説明を、渡部社会教育課長より申し上げます。

渡部課長 議案8ページ目をお開き願います。報告第5号『令和6年度一般会計教育費補正予算（第10号）について』。令和7年3月14日招集の令和7年第1回長沼町議会定例会に別紙のとおり補正予算が提出されたので報告する。令和7年3月26日提出。長沼町教育委員会教育長 間嶋 勉。

議案9ページ目をお開き願います。

10款4項1目 社会教育総務費 補正額29千円の増、社会教育施設整備基金の増で基金利息の増によるものです。2目生涯学習費 補正額61千円の増、未来をひらく人づくり基金の増で、こちらも同じく基金利息の増によるものです。

以上で報告内容の説明を終わります。

間嶋教育長 説明が終わりましたので、質疑を承ります。

(なしの声)

間嶋教育長 質疑がありませんので、以上で質疑を終結いたします。

間嶋教育長 報告第5号『令和6年度一般会計教育費補正予算（第10号）について』は、報告済みとして処理いたします。

- 間嶋教育長 次の審議事項は、教育長である、私の一身上に関する事案です。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第6項の規定により、当事者は議事に参与することはできないとされておりますので、議事進行を教育長職務代理者の水野委員にお願いしたいと思います。
- 水野委員 それでは私が議事進行を務めさせていただきます。
先ほど、教育長から当事者は議事に参与することはできないとのご説明がありましたが、地方行政の組織及び運営に関する法律第14条第6項但し書きの規定により、委員会の同意を得られれば会議に出席し、発言することができます。委員の皆様のお諮りします。間嶋教育長にこのままご出席いただいてよろしいでしょうか。
- (異議なしの声)
- 水野委員 ご異議なしと認め、このまま会議を続けさせていただきます。
- 水野委員 日程第9、『教育長の兼業について』議案第1号を議題といたします。提案理由の説明を、中原学校教育課長より申し上げます。
- 中原課長 議案10ページ目をお開き願います。議案第1号『教育長の兼業について』。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第11条第7項の規定により、次のとおり許可するものとする。令和7年3月26日提出。長沼町教育委員会教育長 間嶋勉。
議案11ページ目をお開き願います。
・兼業先 国立大学法人 兵庫教育大学大学院
・兼業する職名 客員教授
・許可年月日 令和7年4月1日
教育長の兼業についてご説明いたします。
「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第11条第7項により、「教育長は、教育委員会の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない」と定められております。
本件は、この客員教授を兼業することの可否についてお諮りするものでございます。
以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議をお願いします。
- 水野委員 提案理由の説明が終わりましたので、質疑を承ります。

- 田村委員 兼業のために時間を割くことによって、教育長としての職務遂行に支障をきたすおそれなどはないのでしょうか。
- 水野委員 間嶋教育長の発言を許可します。
- 間嶋教育長 大学院客員教授の勤務につきましては、ゼミの指導と伺っております。このゼミにつきましては、月に1～2回程度、午後7時から午後9時までの2時間程度、半年に1回、休日に行われる1日日程の研究発表がありますが、どちらも勤務時間には支障をきたさない形となっております。今後におきましても、教育長としての職務を最優先に考えて取り組んでまいりたいと考えております。
- 水野委員 他にございませんか。
- (なしの声)
- 水野委員 ないようですので、私から一事お願いがあります。
良い機会を教育長は得られましたので、これから新校舎建設、開校に向けて、教育長の知識とこれからの客員教授としての経験をフルに活かしていただきたいと思っております。
客員教授とはいえ、これからゼミの事前準備等もあるかと思いますが、身体に気を付けて兼業をお願いしたいと思っております。
- 水野委員 教育長の発言を許可します。
- 間嶋教育長 温かいお言葉ありがとうございます。このゼミにつきましては、教育政策リーダーコースで教育長を養成するためのものとなっております。私も2年前に修了しております。ゼミを指導することによって、教育長としての業務に何らかの利益、参考となる中身になっていくのではないかと考えておりますし、業務ではありますが、教育長としての研鑽にもなると認識しながら指導に当たっていきたいと思っておりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。
- 水野委員 他にございませんか。
- (なしの声)
- 水野委員 以上で質疑を終結し、採決を行います。

- 水野委員 議案第1号『教育長の兼業について』は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
- (異議なしの声)
- 水野委員 ご異議なしと認め、本件につきましては、原案のとおり可決いたしました。
- 水野委員 それでは、次の審議事項から進行を教育長に戻させていただきます。
- 間嶋教育長 日程第10、『長沼町教育委員会事務局内部組織に関する規則の一部を改正する規則制定について』議案第2号を議題といたします。提案理由の説明を、中原学校教育課長より申し上げます。
- 中原課長 議案12ページ目をお開き願います。議案第2号『長沼町教育委員会事務局内部組織に関する規則の一部を改正する規則制定について』。長沼町教育委員会事務局内部組織に関する規則の一部を改正する規則を次のとおり制定するものとする。令和7年3月26日提出。長沼町教育委員会教育長 間嶋勉。
新旧対照表を用いてご説明申し上げます。議案14ページ目をお開き願います。
左側、現行をご覧ください。第11条9項 舞鶴スポーツ公園の管理運営に関することにつきまして、第3回長沼町議会臨時会におきまして、条例を廃止いたしましたので、この度、規則の改正を行うものです。附則ですが、この規則は令和7年4月1日から施行するものであります。
以上で、提案理由の説明を終わります。よろしくご審議お願いします。
- 間嶋教育長 説明が終わりましたので、質疑を承ります。
- (なしの声)
- 間嶋教育長 質疑がありませんので、以上で質疑を終結し、採決を行います。
- 間嶋教育長 議案第2号『長沼町教育委員会事務局内部組織に関する規則の一部を改正する規則制定について』は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
- (異議なしの声)
- 間嶋教育長 ご異議なしと認め、本件につきましては、原案のとおり可決いたしました。

間嶋教育長 日程第11、『長沼町学校給食センター管理規則の一部を改正する規則制定について』議案第3号を議題といたします。提案理由の説明を、中原学校教育課長より申し上げます。

中原課長 議案15ページ目をお開き願います。議案第3号『長沼町学校給食センター管理規則の一部を改正する規則制定について』。長沼町学校給食センター管理規則の一部を改正する規則を次のとおり制定するものとする。令和7年3月26日提出。長沼町教育委員会教育長 間嶋勉。

新旧対照表を用いてご説明申し上げます。議案17ページ目をお開き願います。

この度の改正は、令和7年度より給食費の公会計化によります規則の改正でございます。2条から5条の改正は、給食費に係る規則で、公会計化により条文を削除するものです。次に第8条から第11条につきましては、監事の規定で公会計化によりまして、監査を一般会計化することによります削除等を行うものです。附則ですが、この規則は、令和7年4月1日から施行するものであります。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしくご審議お願いします。

間嶋教育長 説明が終わりましたので、質疑を承ります。

(なしの声)

間嶋教育長 質疑がありませんので、以上で質疑を終結し、採決を行います。

間嶋教育長 議案第3号『長沼町学校給食センター管理規則の一部を改正する規則制定について』は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

間嶋教育長 ご異議なしと認め、本件につきましては、原案のとおり可決いたしました。

間嶋教育長 日程第12、『第2次学校安全の推進に関する計画の策定について』議案第4号を議題といたします。提案理由の説明を、中原学校教育課長より申し上げます。

中原課長 議案20ページ目をお開き願います。議案第4号『第2次学校安全の推進に関する計画の策定について』。第2次学校安全の推進に関する計画を別冊のとおり策定するものとする。令和7年3月26日提出。長沼町教育委員会教育長 間嶋勉。

別冊でお配りしております資料をご覧ください。

本計画につきましては、令和2年度に策定した「学校安全の推進に関する計画」の5年間が本年3月に終了し、新たに「第2次学校安全の推進に関する計画」を策定するものです。

計画につきましては、文部科学省が策定しております「第3次学校安全の推進に関する計画」を参考とさせていただいており、前計画より変更となっている箇所のみ説明させていただきます。

1 ページ目をお開きください。「はじめに」から2ページ目の「社会情勢」につきましては、後ほどご覧ください。

3 計画の概要につきましては、(1)目的につきまして変更ございませんが、町立小中学校における安全に係る取組について、統一かつ効果的に推進するための計画を策定します。(2)期間につきましては、令和7年度から令和11年度(5年間)でございます。

3 ページ目をお開きください。4 学校安全を推進する施策(1)組織的取組の推進につきましては、①教職員を中心とした組織的な学校安全対策の推進

学校長は学校安全を学校経営に明確に位置付けるとともに、学校における人的体制の整備として、学校安全の中核を担う教職員の位置付けを明確化しているものであります。③教職員の研修等の推進では、教職員が、体育・運動部活動における事故防止のための適切な指導方法に関する研修や、危機管理マニュアル等に基づく実践的な訓練等を、積極的に受講できるよう取り組み、学校安全に関する研修や訓練の充実を図ることとしております。続きまして、5 ページ目、③関係機関との連携による安全対策推進を追加しており、通学路の安全確保については、毎年、保護者の協力のもと点検を行い、「長沼町通学路交通安全プログラム」に基づき、対策会議において重点課題を設定し、必要に応じ合同点検を行います。対策箇所については道路管理者、交通管理者、防犯関係者、教育委員会事務局及び学校関係者等の関係機関とそれぞれ協力して対策を講じ、安全な通行を確保するための道路交通環境の整備を行っていくことと、しております。

(4)学校施設・設備の整備充実①安全点検の実施につきましても追加しており、学校施設の安全点検は、学校独自で行うものに加えて、町や教育委員会で行う施設設備点検、専門業者による点検の機会も生かしながら進めることとしております。

7 ページ目以降の資料につきましては変更ございません。

この2次計画につきましては、学校安全の実効性を高めるとともに、子どもの視点も踏まえた安全対策を推進する計画となっております。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしくご審議お願いします。

間嶋教育長

説明が終わりましたので、質疑を承ります。

- 天野委員 現在、小中学校で避難訓練は行われているのでしょうか。
- 中原課長 避難訓練につきましては、毎年実施しております。
- 天野委員 どのような訓練を行うのか、その目的を伝えていくことが大切なことであると考えております。ただ熟すだけの訓練ではそこで終わってしまうので、訓練の明確さがなければとっさの事態に対応できないと思いますので、意味のある訓練を行っていただきたいと思います。
- もう一点、地域の防犯について通学路に関してですが、商店街にて登下校時にお店の方々と挨拶をしている風景を拝見することがありました。このような声かけは登下校時の安全確保に繋がるとは思います、いかがでしょうか。
- 中原課長 委員さんがおっしゃられたような安全確保は大事なことだと思いますが、ともすると声掛け事案に発展する恐れもありますが、色々な地域の方たちが見守るという事は非常に重要な事だと思います。学校とも地域の方達とどのような関りができるのか、いただいたご意見を相談しながらより良い方法で安全に通学できるよう、引き続き進めてまいりたいと思います。
- 間嶋教育長 補足させていただきます。
- 天野委員さんからのご指摘のとおり、安全というものは訓練も大事だしハード面も大事ですが、お話があったとおりに人との結びつきがとても大事なことだと思っております。
- 小学校は生活科でお店探検を行っており、このような関りを通してお店の人と顔なじみになっていくのではないかと思います。中学生につきましても、キャリア教育の中で職業体験を行っており、教科の目的は勿論ですが、それに付随して地域の方達との結びつきがそこで形成されております。そのような事も安全対策に繋がっていくと考えております。
- 間嶋教育長 よろしいでしょうか。
- 天野委員 課長がおっしゃったように、声をかけると不審者と思われる事例もございますが、例えば同じ色のジャンパーを着るとか、今後何か考えていただければと思います。
- 間嶋教育長 他にございませんか。
- 水野委員 踏切など鉄道での安全確保とありますが、本町には鉄道はありませんので気にな

りましたが、どこかへ行って体験するというのでしょうか。

中原課長 こちらにつきましては冒頭申し上げましたとおり、文科省が策定しております「第3次学校安全の推進に関する計画」を参考に作成しているものでありまして、地域とマッチングしない部分があると思いますが、委員さんがおっしゃられた箇所は参考の1つであることをご理解いただきたいと思います。

間嶋教育長 よろしいでしょうか。

水野委員 承知いたしました。

間嶋教育長 他にございますか。

(なしの声)

間嶋教育長 以上で質疑を終結し、採決を行います。

間嶋教育長 議案第4号『第2次学校安全の推進に関する計画の策定について』は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

間嶋教育長 ご異議なしと認め、本件につきましては、原案のとおり可決いたしました。

間嶋教育長 日程第13、『第4期長沼町スポーツ推進計画の策定について』議案第5号を議題といたします。提案理由の説明を、渡部社会教育課長より申し上げます。

渡部課長 議案21ページ目をお開き願います。議案第5号『第4期長沼町スポーツ推進計画の策定について』。第4期長沼町スポーツ推進計画を別冊のとおり策定するものとする。令和7年3月26日提出。長沼町教育委員会教育長 間嶋勉。

別冊でお配りしております資料をご覧ください。

重要項目の説明をもって提案理由とさせていただきます。

1ページをお開き願います。第1章 第1節は「計画の趣旨」でございます。

国及び道において策定されたスポーツ推進計画に基づいた、「第3期長沼町スポーツ推進計画」が令和6年度末で終了することから、本町における運動・スポーツに関わる環境の変化など、その基本理念を踏襲しつつ、現在の状況に対応した「第

4期長沼町スポーツ推進計画」を策定するものです。

第2節は「計画の位置づけ」であり、国の「第3期スポーツ基本計画」及び道の「第3期北海道スポーツ推進計画」をもとに策定しており、「第6期長沼町総合振興計画 後期基本計画」及び「第3期長沼町生涯学習推進計画 後期基本計画」の具現化に向けた個別施策計画に位置づけられるものです。

第3節は「計画の期間及び推進管理」であり、計画の期間は令和7年度から令和10年度の4年間としております。

2ページをお開き願います。

第2章は「基本理念と基本方針」であり、四季を通じて「だれもが」「いつでも」「どこでも」「いつまでも」様々なスポーツに親しみ、スポーツを「する」「みる」「ささえる」「しる」ことで、地域が交流し、繋がり、健康で暮らしを楽しむことを実現していただくものです。

3ページはそれの図案化したものでございます。

4ページをお開き願います。

基本的な取組や内容につきましては、第3期計画を踏襲しておりますが、5ページの上から3つめの四角「少年団活動と部活動の連携」で、「総合型地域スポーツ文化クラブ（仮称）」を設置し、従来の部活動に囚われることのない、スポーツや文化活動を楽しめる仕組みづくりを行うものです。

6ページをお開き願います。

中段やや下「1-4 障がい者のスポーツ活動の推進」では、体験や交流の機会を増やす場の提供について、保健福祉課と連携をとる内容でございます。

7ページをご覧ください。

中段やや上「2. 主体的に参加できるスポーツ環境の充実」を図るため、基本的な取組みの（1）「長沼町コミュニティ・文化スポーツクラブ（仮称）」を設立し、部活動の移行を含め、町民がスポーツに親しむ環境づくりを目標としております。

8ページをお開き願います。「みる・しるスポーツ」として、プロスポーツチームやトップアスリートによるイベント・交流の機会の充実、9ページの「ささえるスポーツ」として、指導者の資質向上・育成について計画としております。

資質向上については、各種研修会や講習会の充実としております。

10ページからは、その支援、情報提供および協働体制について明記いたしております。

11ページ上段の「7-2 施設情報の発信による利用促進」のため、利便性向上に向けた取組みを推進するものです。

基本的な取組みといたしましては、（2）では、「公共スポーツ施設におけるネットワーク環境の整備」として、利用手続きの簡素化を図るため、インターネット等を活用した検索や仮予約を行うことができる環境整備を推進いたします。

12ページをお開き願います。中段では、「8-2 保健福祉課との連携」で、健康志向のニーズに合わせた運動プログラムの提供、親子や家族でも参加できる運動教室や健康講座を開催しています。

「8-3 スポーツボランティアとの連携」につきましては、13ページの基本的な取組みで、「スポーツボランティアの育成と活用」具体的施策の展開では、町民や学生がスポーツボランティアとして参加できる機会の拡充・イベントの情報発信を行います。

14ページ・15ページには、この「計画を推進する中で期待される役割」となっておりますが、これら町民、関係団体とともに活動することにより、計画が遂行されてまいりますので、連携を取って計画を進めてまいります。

最後に15ページ下段の「第3節 数値目標」でございますが、少々高い数値となっておりますが、これらの実現に向けて、運動しやすい環境を整備したいと考えます。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしくご審議お願いします。

間嶋教育長

説明が終わりましたので、質疑を承ります。

水野委員

8ページ、プロスポーツチームやトップアスリートの試合のお知らせとありますが、せっかく舞鶴に斎藤佑樹さんが来られるという事もありますので、そのような方の指導や子どもたちと交流するなどの機会を、教育委員会でもできないものでしょうか。

渡部課長

貴重なご意見ありがとうございます。第3期の策定の際もNECの女子バレーボールチームが来られて参加を促しておりました。

今回のトップアスリートにつきましては他町村とも連携を図れるようなイメージで計画を立てておりますし、斎藤佑樹さんにつきましても、試合観戦また指導についても協議してまいりたいと思います。

間嶋教育長

よろしいでしょうか。
他にございませんか。

天野委員

最後の数値目標ですが、目標達成のために具体的に何をしていくのでしょうか。

朝田所長

先日、障がい者の方でも気軽に楽しめるスポーツとして、ボッチャやモルックなどのスポーツ体験会を行っております。多くの方に参加していただき、やってみると大変楽しいと思っただけの方が多く、大会を開催してほしいとの要望が

ありました。このような気軽にできる、あまり体に負担のかからないスポーツやメジャー、マイナースポーツも含めて多くの町民の方に参加していただける機会を作っていきたいと考えております。

天野委員

数値目標として、「1年間の中で1度以上長沼町のスポーツ施設を利用したことがあると回答した成人を40%」と掲げておりますので、携帯ゲームや課金ゲームに慣れ親しんでいる若い世代には、是非ともこのようなゲーム感覚で、知らず知らずのうちにそこに参加し、最後にアンケートに答えていたら例えば長沼のりふれに居たなど、自然に参加している仕組みを構築していただきたいと思います。

また、温泉などで利用できるカードがあると思いますが、たとえばミッションをクリアするとそのカードにポイントが贈呈されるなど、できそうなことがあれば、検討をお願いいたします。

渡部課長

生涯学習からの観点から申しますと、まさにその通りでありまして、ながらではありますが、誰もができるような形を作っていきたいと思います。また、ポイント付与につきましては、例がないことでありますので今後勉強し、検討していきたいと思います。

天野委員

是非ともよろしくをお願いいたします。

間嶋教育長

他にございませんか。

(なしの声)

間嶋教育長

以上で質疑を終結し、採決を行います。

間嶋教育長

議案第5号『第4期長沼町スポーツ推進計画の策定について』は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

間嶋教育長

ご異議なしと認め、本件につきましては、原案のとおり可決いたしました。

間嶋教育長

以上で、本日付議されました議案の審議は全て終わりましたが、その他の案件について、事務局から何かありますか。

中原課長

教育行政執行方針質疑及び施政方針質疑について
お手元にお配りしております質疑書につきましては、3月6日から開催されました定例議会におきまして、質問を頂いた内容となっております。
時間のある時にご覧いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

間嶋教育長

皆様から何かございますか。

(なしの声)

間嶋教育長

無いようですので、これをもちまして、令和6年度 第5回 長沼町教育委員会 臨時会を閉会といたします。
大変ご苦労様でした。